

老人ホーム入所者の遺留金品取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第11条の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所措置した者(以下「被措置者」という。)の死亡に伴う遺留金品の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(遺留金品の範囲)

第2条 遺留金品とは、被措置者が死亡前に老人ホームにおいて自己が所有していたすべてのものをいう。

(遺留金品の引継ぎ)

第3条 被措置者が死亡した場合、半田市社会福祉事務所長(以下「所長」という。)は当該被措置者の入所していた施設の長(以下「施設長」という。)から、速やかに遺留金品の引継ぎを受け、施設長に対し、受領書(様式第1)を交付するものとする。

(現場確認)

第4条 所長は、前条による遺留金品の引継ぎ時に、次に掲げる方法により現場確認書(様式第2)を作成するものとする。

(1) 現場確認者は、所長の指定する職員とし、立会人は、施設長とする。

(2) 現場確認書は、2通作成し、所長及び施設長が各1通を保管するものとする。

(遺留金品の保管)

第5条 所長は、第3条による遺留金品の引継ぎ時からその保管を開始するものとする。

(相続人の確認)

第6条 所長は、被措置者が死亡したことを施設長から連絡を受けたときは、速やかに遺留金品に対する相続人を調査し、確認するものとする。

(遺留金品引渡し)

第7条 所長は、前条による相続人の確認後、速やかに遺留金品を相続人に引き渡すとともに、引渡書(様式第3)交付し、受領書(様式第4)を徴するものとする。

なお、遺留金の引渡しは、同条による相続人の確認が終了している場合に限り、第3条による引継ぎと同時に行っても差し支えないものとする。

(相続人が明らかでない場合)

第8条 所長は、死亡した被措置者の本籍若しくは氏名が不詳の場合、又は戸籍消失等により相続人が明らかでない場合は、家庭裁判所による相続財産管理人の選定に必要な手

続きを行うものとする。

(遺留金品の取扱い)

第9条法第27条に規定する遺留金品の取扱いは、生活保護法第76条及び同法施行規則第22条の規定に基づく遺留金品の処分の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する

様式第1 (第3条関係)

受 領 書

年 月 日

殿

半田市社会福祉事務所長

下の遺留金品を受領しました。

記

○被措置者氏名

○遺留金品

- | | |
|---------|--------|
| 1 現金 | 円 |
| 2 預貯金通帳 | 冊 (円) |
| 3 印鑑 | 個 印 |
| 4 年金証書 | 通 |
| 5 その他 | |
| | ○ |
| | ○ |
| | ○ |

現場確認書

年 月 日

現場確認者（所属名） 半田市社会福祉事務所
（職） （氏名）
立会者（施設名又は住所）
（職） （氏名）

下記のとおり現場の確認をしました。

記

- 1 被措置者氏名
- 2 被措置者本籍
- 3 被措置者住所
- 4 実施機関 半田市社会福祉事務所
- 5 死亡の場所
- 6 死亡の日時 年 月 日 午前 時 分
午後 時 分
- 7 遺留金品

区分	金額等	摘 要	
現金	円		
預貯金	円	預貯金先記号番号等	
有価証券	円	発行会社名記号番号等	
遺留品	始め 点		

- 8 遺言証書 有・無
- 9 死亡事由
- 10 被措置者の特徴

引 渡 書

年 月 日

様

半田市社会福祉事務所長

下記の遺留品を引き渡します。

記

○被措置者氏名

○遺留金品

1 現金

2 預貯金通帳

3 印鑑

4 年金証書

5 その他

○

○

○

受領書

年 月 日

半田市社会福祉事務所長

様

（相続人代表）住所

氏名

年 月 日付けで引き渡されました
は、下記のとおり私が責任をもって受領します。

の遺留金品について

記

○被措置者氏名

○遺留金品

1 現金

円

2 預貯金通帳

冊（ 円）

3 印鑑

個 印

4 年金証書

通

5 その他

○

○

○